

一宮市上下水道事業審議会会議録（第6回）

- 1 日 時 2026 年 7 月 15 日（水） 午後 2 時～午後 3 時 50 分
- 2 場 所 一宮市役所 9 階 903 会議室
- 3 区 分 公開（傍聴人 1 名）
- 4 出席委員 5 名
- 5 欠席委員 0 名
- 6 事務局 13 名
- 7 会議録署名者は、会長が 2 名指名した。
- 8 水道事業の財政計画と料金改定について

◎会長

本日の議題について、事務局に説明を求めます。

●事務局（経営総務課長）

それでは、審議会資料についてご説明いたします。よろしくお願いいたします。
表紙をめくっていただき、2 ページをお願いいたします。

（資料 2 ページ）本日の審議会では、まず前回の審議会の内容について簡潔にお話しし、事業計画などの見直しに合わせて、水道事業、下水道事業の収支計画、料金にどう反映されるかについて、ご説明いたします。

（資料 3 ページ）前回の審議会では、事業計画、建設改良の予定について改めて説明しまして、事業費が増加となることを説明しました。そして、物価や利率の上昇の見込み、国の方針や、経過報告の資料などからの見込み方について、方針をお示しいたしました。この費用が増加する要素を、全て算入したときの経営状況、料金をどのくらい上げる必要があるか、を示していくところが前回審議会まで進んだところです。まず水道事業から説明いたします。

（資料 4 ページ）こちらは、事業計画の見直しにより変わる建設改良費、さらに物価上昇の影響まで反映させたグラフです。物価が上昇し続けるものと算定していますので、年度が進むほど事業費が増加することになります。今回改定する経営戦略での計画期間であります、令和 9 年度から 18 年度までの 10 年間においては約 100 億円増加する見込みです。この増加分がどう経営状況に影響し、どう料金でまかなっていくかを検討していきます。

（資料 5 ページ）こちらは、料金回収率、発生する経費を料金で回収できている

割合を示すグラフです。黒い破線が現行の戦略で予定していた、料金回収率になります。現行の戦略の中でも物価上昇や、5年ごとの料金改定の予定を立てており、回収率が100%を超えるようにしていました。これまで説明してきました、当初の予定以上に上昇した物価を、建設改良費だけでなく、修繕費など工事以外の経費、予定になかった県水受水費の単価改定、人件費や維持管理にかかる委託料などにも影響させ、建設改良のために借入した企業債、借金の利息には、利率の上昇の影響を反映していく、つまり費用が増える要素を全て見込みますと、下の赤い破線の動きとなり、昨年、第2回の審議会で一度お示しした4年おきの改定予定を実施しても、増加する費用を回収できなくなる状況となりました。ここから、回収率を当初目標である100%超えを維持していくためには、大幅な改定を続ける必要となる見込みです。改定率を増加させ令和10年、令和14年に25%、令和18年に18%の改定により、青い実線になる見込みです。なお令和13年の県水の単価改定によって急激に悪化する回収率に合わせて、令和10年の改定を設定すると、さらに大きな改定率が必要になるため、令和13年度は100%を割り込む設定にしています。

(資料6 ページ)こちらは補てん財源、企業内に留保される自己資金である「損益勘定留保資金」の残高のグラフです。ここがマイナスになるということは、資金の枯渇、手をつけてはいけない現預金まで手がかかっている状況になります。黒の破線、現行の戦略の見込みでは、経費に対して100%を超える料金回収を続けることにより、留保資金を増やし、企業債の調整や、将来更新、事業費増加に備えていく予定でした。ですが、赤い破線、事業計画、物価や利率を反映したことで、経費は増加、一方、回収率の低下により、補てん財源が減少していき、令和10年には資金の枯渇が見込まれる状況です。青の実線は先程の改定予定を加えたもので、現行戦略、当初の予定より大きな改定を行うことで、留保資金が枯渇するのを避けることができます。

(資料7 ページ)補てん財源として説明した「損益勘定留保資金」について説明いたします。これは減価償却費などの現金を伴わない費用によって毎年発生するもので、資本的収支の不足に充てられ消費されます。使用状況は年度ごとに変わっていきます。補てん財源には、ほかにも種類があります。ひとつは「利益剰余金(厳密には純利益を上げて生じた利益剰余金を積立金に計上することで補てん財源とする)」で、決算で確定した純利益を借金の返済のために積立したのになります。

す。もう一つは消費税の調整額で、資本的収支において支払った消費税によって発生するものになります。利益剰余金は、決算をもってすぐに使用してしまうもので、消費税調整額は、資本的収支によって発生するものであるため、残高を増やそうとして増やせるものではない性質の補てん財源になります。そのため、コントロール可能な、損益勘定留保資金の残高を管理指標としております。

(資料 8 ページ)こちらは現行の経営戦略の収益的収支を示したものです。公表しているのは令和 14 年度までですが、それ以降の予測(年度欄に色がついているところ)もしており、今示している通りとなります。経常的な経費のうち、増加していく経費がある一方で、料金収入は減少していく見込みのため、5 年ごとに料金改定を行って収支のバランスを取り純利益の計上を続ける計画でした。

(資料 9 ページ)こちらは現行の戦略の資本的収支の計画を示したものです。前回までにご説明しました、見直した事業計画の、見直し前の時点の建設改良費を計上し、それに係る企業債の借入や、国の補助金の受入の予定などを計上しています。料金の回収、利益の計上によって補てん財源が増加していく計画となっています。

(資料 10 ページ)こちらは収支計画に示している数値から算出される、財務状況を示す指標です。現行の計画で人口減に伴う水量減少、物価高騰にかかる経費の増加により、増加する給水原価、1 立方メートルあたりの経費に対して、料金改定を行うことで料金回収率の 100% 超えを維持するように設定しています。

(資料 11 ページ)こちらは事業計画、建設改良の予定と、物価、利率、県水単価の上昇を踏まえたうえで、料金改定を反映した収益的収支の計画です。全体的に費用が増加しており、なかでも減価償却費、支払利息、県水受水費はこれまで説明しましたとおり、大きく増加しております。新たに算定した水道料金の改定を実施することで、黒字を計上する想定となっています。

(資料 12 ページ)こちらは再計算後の資本的収支の計画です。物価の上昇と、事業計画の見直しにより建設改良費が増加しており、それに合わせて借入額も増加しています。借入金が増えますので、当然、償還予定も増加していきます。それに加え収支の不足額も拡大しますので、補てん財源の使用額も大きくなります。料金改定の見直しにより、純利益を計上することで、補てん財源の確保をしていきます。建設改良費に対して、最大限の借入をする設定としておりますので、企業債残高が増加しています。

(資料 13 ページ)こちらは収支計画に示している、財務状況を示す指標です。
水道事業の説明については以上でございます。

◎会長

ただいまのご説明に関しまして皆様の方からですね、ご質問ですとかご意見を頂戴できればと思いますので、ご発言がある方よろしくをお願いします。

私から一つ。5 枚目のスライド(資料 5 ページ)のところで料金回収率を挙げていただいています。この黒の実線が現行計画であると、そこまで理解できているところでは。またですね、4 枚目のスライド(資料 4 ページ)のところで、事業計画の見直しと物価の上昇等を加味して、新しい計画が出されているというところ、ここも理解しているところでは。だから新しい、この事業計画の見直しと、物価上昇の金利の高騰とかですね、そういうところを反映させると、これまでの、現行の戦略とは、乖離が生じてしまうというところで、この乖離がこの赤い実線なんではないか？これはやはり(令和 10 年度に)13%(水道料金の)改定予定と書いてあるので、ちょっとそこが分からなくなっていて、今までの予定で(令和)11 年に 7%改定、(令和)16 年に 8%改定という、今までの経営戦略上の予定で進めた場合、この新しい事業計画、物価反映をした計画と、どのぐらい乖離するから、もっと上げていかないといけない、という何か間が抜けているような感じがしてしまっていて、そこはどういうふうに見たらいいのでしょうか。

●事務局(経営総務課長)

そうですね、昨年(令和 9 年)の第 2 回の審議会のときに、まず現行の戦略と、例えば利息が上がっているとか、物価が上がっている、現在の戦略を作っているときに考えていたような事業計画も、例えば能登の地震ということがあり、そういうことも含めて見直していかなければいけない、ということがあるので、まず見直しをしたいです、というお話をさせていただきました。そのときに、事業計画というより、まず金利とかが上がっている、という段階で現行の計画のもの(事業、工事)を仮にやるとしたら、令和 11 年度に 7%(の水道料金改定)というのが、現行の戦略での水道料金を上げる想定だったのですが、その時期(の改定)では現金もなく、経営が上手くいかない、というお話で(料金改定を)早めていきたい、という話をさせていただいた、物価等をまず(算定に)乗せただけでも、料金改定の率も上げないといけない、という話をさせていただいたのが、(資料 5 ページ)赤い破線の部分(の改定予定)ですね、そのあと、事業計画を(審議会の)第 4 回ぐらいからですね、こういう(耐震化などの)事業を優

先的にやっていきたい、それにはこれだけのお金がかかります、というような話をさせていただきまして、それらを合わせて物価、事業計画の変更という中身の優先順位を変えたり、地震の対策に重点を置くという話をさせていただいた中で、事業費自体も、現行の戦略とやることが変わってくるので、(必要な)お金が変わってきます、そこに先程言った物価の上昇で、事業を行っていく上で、借入れるお金に対して、かかってくる利息、そういったものが(算定費用に)オンされるので、さっき(資料 5 ページで)説明した黄色いラインのところですね、(回収率)100%というところを、水道料金のほかに(お金が)入ってくるもの(収入)が基本的にはないので、それ(回収率)を維持していくためには水道料金で、皆さまにご負担いただくということになります、(回収率を)100%超えようとする、先程説明しました 25%の料金改定を、令和 10 年と令和 14 年に改定していかないと、(事業にかかる)お金を賄うとことができない、ということですね。

◎会長

結論は分かったのですが、前回とかでご説明も頂いたのだと思いますが、例えば現行の経営戦略で、うたっている改定をしても、この物価の上昇とかを反映させると、まず乖離が出ますよね、さらには事業計画の見直しとかもあるので、そのまま行くと、さらにまた乖離が出ますよねっていうところが、何かあると、だから、まずは、この物価上昇分を補填することだけを考えると赤の実線みたいな話なのか、でも事業変更、計画もやはり変更しなければいけないので、そうするとやっぱメニューとしては何か青い実線が、出てくるというところが何かあるほうが分かりやすいかな、というところで、何かこれだけ出てくると、急に(話が)出てきたような。スライドとか前回のものがないですかね？もし、前回のスライドとかありましたら、出していただければ、よりクリアになるかなと。

●事務局(経営総務課専任課長)

(第 2 回審議会の資料 16 ページ)これが第 2 回審議会でお示したもので、このときにはやること(事業予定)は、(現行の戦略から)変えずに、人口減少とか物価上昇、利率上昇によって、(経営が)悪くなると、だけど事業継続するためには、(料金)改定率を変えないといけない、ということで、(現行の戦略で)令和 6 年の 15%(の料金改定)、令和 10 年の 7%(の改定)というのを出示させていただいたのですが、その数値が先程のグラフ、ここ(青色の破線:現行の戦略での予定回収率、から黄色の破線:悪化した料金回収率)になるわけです。だから見直す必要がある

ということで、やること(事業計画)も変えて、さらにこの1年(第2回の審議会から第6回の審議会まで)の間に物価上昇も、利率上昇もあるということを踏まえて、そこからさらに(事業費が)上がったので、(現行の戦略の改定予定だと)本当はもっと(回収率が)下がるわけですね、そうすると事業が成り立たないので、(資料5ページ)これだけの(令和10年度の)25%(の料金改定)、(令和14年度の)25%(の料金改定)を上げると、何とかできるというのが、青線になるということで、先生が言われたように、(推移の)間のところが(グラフに)無いので、もう少しあったほうが段階的に分かりやすかったかなと。

◎会長

多分、これ(資料5ページの赤い線)は出さない方がいいかなと思うのは、資料だけだと、説明がないと分からなくて、現行戦略の予定が1番いいでしょ、と思われるグラフになるので、多分説明のときに出さないか、すごく説明を加えるか、違う出し方をされたほうがいいかもしれません、というところで、前回ご説明頂いた時よりも、さらに計画の見直しというところの必要性、というところがやはり高まってきて、そうすると、今回お示し頂いた青い線のところ、料金改定をしていく、ということがまず望ましいのではないか、というところが事務局のご提案かな、ということですよね、そこに関しましては、改定のその間隔というのを4年に、前は5年でやっていたと思いますが、それを4年ごとにした、ということと、あとは改定率というのは、料金回収率が100%を超えるような改定率にしたという、目標としては一つ、料金回収率が100%を超えるところを目標にすると、令和10年で25%で令和14年で25%、また令和18年で18%という料金改定をすると、料金回収率も100%を超える安定した事業経営というところにつながる、というようなご説明を頂いたかと思います。皆様にはです、ここまでのところでの、ご質問、特に(改定の間隔を)4年にしたということですか、あとは改定率に関してとか、またさらに、ここで見直して言っているけどさらに追加で何かあるのではないかと、とかですね。何かほかのこういう方法も、みたいなところがあれば、またご意見を頂きたいなというふうに思っているところでございますが、いかがでしょうか。

○委員

確かに今会長が言われたように、(資料5ページ)現行計画と、これからを一緒の表にするだけでいうと、何だ、1番黒いやつ(現行戦略の予定値)が1番いいんじゃないかと、その表だけを見ると、なっちゃうなと。僕が気になったのは、令和8年か

ら 10 年まで要は赤字ですよ？(回収率が 100%を下回っているので)どうしても単年度の頭で考えてしまうので、この 3 年間は、赤字で乗り切れるということではないんですかね。どうやって乗り切るかはわからないけれど。

◎会長

事務局からお願いします。

●事務局(経営総務課専任課長)

はい、事業を継続する上で、資金、運転資金を確保する、というのが 1 番ということで、赤字であってもお金さえあれば何とか資金は回せるということで、そちら側の運転資金に相当するものが、補てん財源ということになりまして、先程の(資料 5 ページ)、この令和 7、8、9 と、ここは回収率が 100%を割っているので、赤字ということですけど、補てん財源というところでいきますと、令和 7、8、9 年というところで減ってはいくのですが、運転資金は何とか令和 9 年まではいけるだろう、ということですけど、何も(対応を)せずにいくと、この赤のライン(補てん財源がマイナス)に行ってしまうので、令和 10 年度は乗り切れないという見込みを立てております。

○委員

あと資料の表、11 ページ、単位が円になっていますが、千円ではないですか？

●事務局(経営総務課専任課長)

その通りです、失礼いたしました。

◎会長

ありがとうございます。皆様いかがでしょうか。

◎副会長

ではよろしいでしょうか。2 点ほどあるんですけど、まず 1 点目は会長とほとんど同じ意見というか、似ているような話なんですけど、やはり、過程がちょっと分かりづらいというか、この(資料)4 ページのところで、事業計画の見直しと物価上昇で建設改良費は 100 億円増の見込みですよ、という話を伺ったのですが、それ以外に、もうちょっと具体的に、(資料)8 ページ以降で、細かい表がついていて、現行戦略が(資料)8 ページから 10 ページ、11 ページからが 25%改定後、この 2 枚(の表)を見比べて、何が増加したかっていうのを目で追っていけば分かるのかもしれないんですけど、そこで、特に端的にこういうことがあったので、ここの項目がこれだけ増えちゃいますよ、みたいな説明が、そういうスライドが 1 枚 2 枚あると、よりこういうところが増えるんだな、ということで、分かりやすいかなというように、説明の仕方として思っ

たのが一つと、あと二つ目で思ったのが、なぜ 25% (の料金改定) なのか、というところで、(資料) 5 ページのところで、料金回収率 100% というところだけでも、例えば (資料の) 13 ページを目指して (料金を) 25% 上げるということですよね。その料金回収率を見ると、100% を下回ってるの時もあるし、110% とか 107% とか、結構ブレがあるのですけど？

●事務局 (経営総務課専任課長)

料金回収率はですね、料金改定したときに上がって、あとはもう下がっていくのです、人口減少等によって料金収入が減ってくると。また費用、物価高騰によって、どんどんどんどん費用が上がっていく、ということで、放っておけばどんどんどんどんこれ (料金回収率) が下がっていく。下がっていったところで、また料金改定を予定して上げる、また下がっていく、ということの繰り返しになるので、本来であればここ (料金回収率) は常に 100% を超えているのが理想なのですが、たまたま、ここ (令和 13 年) には県水 (県営水道) の 18% の料金改定とか、そういったことがあって、ここ (令和 13 年の料金回収率) をさらに 100% を目指そうと思うと、ここ (令和 13 年の料金改定) を 25% ではなくて、もっともっと上げなきゃ、ここの山 (料金回収率の棒グラフで、料金改定直後で上昇した料金回収率) を高くしないと、ここ (令和 13 年度) の谷は越えられない、ということになってくるので、これ (料金改定) を 30%、40% というのは現実的ではないので、一旦はここ (令和 13 年度) は 100% を割ってしまうんですけど、何とかこれぐらいは (料金改定) できないだろうかという結果。

◎副会長

そうですね、いや、(料金改定率) 20% だったら、どうなるかとか 30% だとどうなのか、みたいなその選択肢がないと、25% (の料金改定) 一択なのかなってというのが、この疑問の一つ。

●事務局 (経営総務課専任課長)

料金改定を考える上で、事業計画を考える上で、指標としてるものが二つございまして、この料金回収率、これの理想は 100% 以上になります。もう一つは運転資金の確保。そこが次のページ (資料 6 ページ) の補填財源になってくるのですけど、これが、ゼロを割ってしまうと、一瞬でもゼロを割ってしまえば、もう資金ショートですので、支払いができないということで事業がもうストップしてしまいますので、一般企業であれば不渡りができますよ、みたいな話になってしまいますので、そこは絶対避けなければいけない、ということで、この二つの指標をもって、(改定) 率を決定して

いく。その結果が(令和 10 年の)25%(の料金改定)、(令和 14 年の)25%(の料金改定)というところになっております。

◎副会長

その補填財源の表(資料 6 ページ)なのですが、その目標とする値はどこなのですかね、どんどん増えれば増えるほどいいみたいな。

●事務局(経営総務課専任課長)

増えれば増えるほどいいと思うんですけど、ですが、それはやっぱり料金が高い設定になってきますので。

◎副会長

そうですねだから、その目標みたいなのは無いのですか？

●事務局(経営総務課専任課長)

ここは事業を継続するというのが最低限の目標です。

◎副会長

黒(黒字、補てん財源残高がプラス)であればいい、30 億円も要らないねとか、20 億円であればいいとか、その目標はないのかなと。

●事務局(経営総務課専任課長)

今のところは(補てん財源残高に)目標を設定してございません。ですが実際に資金に余裕ができてれば、先ほどの資料 13 ページのところで、企業債残高、借金の残高ですけど、今の令和 7 年で 258 億という借金がある、どんどんどんどん増えていって、ここが(令和 18 年で)420 億ぐらいになってしまいますので、資金に余裕ができるのであれば、これ(企業債残高)を減らしていく、という方向にやれないかなとは考えておりますが、そこまでのところは、先ほどの補てん財源のグラフに反映されておきませんので、資金に余裕ができたなら借金を減らす方向にはやっていけたら、健全経営につながるのかなというようには考えております。

◎副会長

そこもある程度、その補てん財源の残高というか、運転資金、現金預金の残高はこれだけあるべきだ、みたいなのを決めて、それを超えるのであれば借金の返済をおっしゃったように回していく、みたいなのがあるべき姿、そこも計画に入れていかないと、増えれば増えるほどいいにこしたことはないのだけど、だったら、その分料金をそんなに上げなくていいのではないかと、というふうに思ってしまうグラフなので。

●事務局(経営総務課専任課長)

そうすると、料金を上げないと、この回収率がどんどんどんどん 100%を割り込んでいってしまいますので。なのでその二つの指標（回収率と補てん財源残高）両方見ながらの設定になっています。どっちも最低限、補てん財源がゼロを切らないように、という設定をして、回収率は 100%を超えるという、その中でいかに料金（改定率）を低くするか、というふうに考えた結果が 25%、25%ということです。

◎副会長

それでは、令和 18 年に 18%（の料金改定）というのは？

●事務局（経営総務課専任課長）

（資料の収支計画は令和 18 年まで）（令和 18 年以降も）続きがあります。4 年ごとにずっと料金改定をしていくという設定で考えておりまして、令和 18 年以降の 4 年間を乗り切るためには 18%（の料金改定が）必要ですよ、という試算をしております。

◎副会長

続きがあるということですね、（資料に載っていないので）わからないけど将来的にずっと永久に（料金が）上がっていくみたいな。

●事務局（経営総務課専任課長）

物価が毎年 2%上がるという設定、また人口が毎年減っていくという設定ですので、どうしても（料金を）上げ続けざるを得ないという状況です。物価（上昇）がどこかで止まれば、この改定率もまた下げることが可能になってきます。

◎副会長

今は、物価がずっと令和 18 年まで毎年 2%ずつ上がっていく、みたいなことですか、そこ（物価）が増えて人口減であれば収入が減るわけだから、当然経費を賄うためには、料金を上げていく、という。+2%（対前年比 2%の増）とか物価の上昇は、前回そういう話だったと思うけど、国の決め方にあるのですよね？

●事務局（経営総務課専任課長）

はい。

◎副会長

なるほど。

●事務局（経営総務課専任課長）

この経営戦略は、計画期間は今回令和 9 年から令和 18 年まで、というのを設定する予定をしておりますが、10 年間の期間、この間で、また令和 14 年までの 5 年

間、間にまた見直しをしていきますので、今 25% (の料金改定) と言っていますけれど、今後の物価上昇とか人口減少の場合は、またまた変わってきますので、その状況、状況に応じて、ここは見直していく、ということはずっと続けていくことになりますので、もう 25% の料金改定があるから、ずっと (経営が) 大丈夫だよ、というわけでは。

◎副会長

だから、令和 10 年の 25% (の料金改定) あたりはもう？

●事務局 (経営総務課専任課長)

その辺りは、かなり確度が高いということになります。ここ (令和 14 年) の 25% (の料金改定) とか、こっち (令和 18 年) の 18% (の料金改定) というのは、また今後の状況次第によって、上にも下にも変わってくるかなと考えております。

◎副会長

ずーっと (水道料金が) 上がっていくのだな、と思って。

○委員

実際今の水道料金から比べると、25% から 25%、18% というと。例えば現在比として、どのぐらいになるんでしょうか。

●事務局 (経営総務課専任課長)

この 3 回 (令和 10 年 25%、令和 14 年 25%、令和 18 年 18%) で 84% 増 ($1.25 \times 1.25 \times 1.18$) ということになります。

◎副会長

また具体的には出てくるのですよね？今の料金が具体的にどう変わるか。

●事務局 (経営総務課専任課長)

3,000 円か 4,000 円になるかといった？

◎副会長

そうです。

●事務局 (経営総務課専任課長)

それは実際に料金改定をする段階でお話しすることになると思いますけれども、この審議会の中、経営戦略の中では、水道料金収入が 50 億円あるのが、次は 55 億円にしなければいけない、とかそういった議論がありますので、その細かいところについてはまた別の議論が必要かなとは思っております。

◎副会長

大体 25%ぐらいになるような設定をするということですね。具体的に料金を 25% 上げるとなると、細かくどういうふうに設定するかはまた別の場なのですかね？この審議会ではなくて。

●事務局（経営総務課専任課長）

実際に料金改定ということになりますと、料金改定審議会で、またこういった審議会を開いて、その中でご審議頂くことになってから、そのあとに議会への議案提出という流れになります。

◎副会長

令和 6 年に（水道料金を）15%は上がってて、これはもう済んでる話で、令和 10 年に今度は 25%ですよ、ということで、25%は結構な率だな、というような感じはしているのですけども、（料金回収率の）100%の維持というところで、そういう計算になるのですよ、ということは理解できるのですけども、よその市町と比べて、一宮市さんの水道料金がどの程度の位置にあるとか、25%上げたら、どのぐらいの位置になるのかみたいな、やはり、よその市町との比較みたいなのは、これから出てくる？

●事務局（経営総務課専任課長）

古いデータですけども、現在の（令和 6 年に）15%（水道料金を）上げたときに試算したときには、県内 43 団体で安いほうから 11 番目だったと思います。その間によその市町も料金改定等いろいろやっていますので、順位の変動はあるかとは思いますが、まだ県内の中では比較的安いほうとは言える位置にはいたと思います。

◎副会長

やはり、なんとなくそういう納得感というか、よそと比較しても、真ん中ぐらいだ、みたいな納得感、もう一つ説明として、細かいことはわからないんで、何となく料金としてはこんなもんかな、というところで、今後説明していくときには必要かなとは思いました。

◎会長

ありがとうございました。

○委員

先程口を挟んでしまって申し訳なかったのですけど、（水道料金を）25%、25%から 18%上がって 84%アップということになるんですけど、他の市町村のほうも、今いろいろ画策されてるということなんですけど、今のままだとかなり上昇をしてしまうということで、ちょっとこの資料とか、今回のこととはずれてしまうかもしれませんが、

前回もお話したかもしれないんですが、そういう管路の見直しとか集約ですとか、そういうことっていうのも、今現在いろいろ調査とか見直しを考えていらっしゃるのでしょうか。水道料金を削減するための、インフラの整備ですね。

◎会長

では事務局からお願いいたします。

●事務局（上下水道部次長）

水道管の切り替えにつきましては、管材なんですけれども、例えば 100 ミリの水道管をダクタイル鋳鉄管で入れていたものを、水道配水用ポリエチレンに変えることによって、同じ耐震管なのですが、少しでも安く入れるような、そういった管を入れるに当たっての見直し、というのはかけた上で、何が 1 番理想か、というのは常々、追及はしておりますので、できるだけコストを安くということは、当然のことながら考えておりますが、物価の高騰もございますので、その分については、どうしても必要な分かなと思っております。

○委員

施設とかの集約というのはいかがですか。市の中に数十の施設があると思うのですが、全部続いていると思いますんで、集約して、というような。

●事務局（計画調整課長）

一宮市の水道の流れっていうか、成り立ちなんですけども、例えば簡易水道があって水源をその部分で使っていたから、水源が幾つもありまして、配水場が、大きなものが3つあるとか、そういったところで廃止できるもの、それから、水をつくるのに原価が高いところというのを、ライフサイクルコストとか、出した上で統廃合しながら、水の送りを考えているというところはございます。それと最近では、上下一体の耐震化計画というものが国から来てますので、集中と、分散しているところ、それから集中してるところを見て系統を考えながら、どこに集中して工事をやっていくかとかいうところを、考えながら、事業計画をつくっているところで、コストを抑えるということは、私どもの永遠の課題ですけども、課題をもって行っているということで進めているところでございます。

○委員

ありがとうございます。ここから 10 年計画で進んでいって、やはり気になるところは、料金が 84% 上がるというところで、一宮市だけではなく、ほかの市町村ですとか、あと他県とか、言うなれば全国的な問題にも発展しかねないようなことになると思う

のですけど。もうお考えだと思ふのですけど、やはり県とか、あと地方とか、あと国のほうにですね、何かこういうことっていうのは、補助金だけじゃなくて、整備をお願いするような形っていうのは、とれないのか、お願いできないのか、その辺りもいかなんでしょう。少しでも市の負担を減らすっていうことですね。イコール、水道料金が安くなる。市民の生活が、少しでも軽減されるという観点からいかなうでしょう。

◎会長

では事務局からお願いいたします。

●事務局(上下水道部長)

水道管の整備自体を国や県に、直接お願いするっていうことは、ちょっとそれはできないのですけど、ただ交付金、国からの交付金というものを使って、事業費自体を、市の持ち出し分を減らす、ということでは進めていますので、そういうところで、少しでも事業費を抑えていく、というところでは進めていると。何とかコストを抑えていくというところでやっています。

○委員

一宮市というのが今後、土地全体ですけど、昔から地下水を、毎回話に出すのですけど、県水の割当てがあるのかもしれないのですけど、少しでもやっぱり地下水の汲み上げですね。そういうところの規制についても、市のほうももっともって訴えて、これも市民のためですよ、市民のためになるので。活動をね、推進をしていただきたいんですけどね。産業にとってもすごく大事なところで、この尾張地区は昔から水が豊富なんで、地下水を使うのが当たり前だったのですけど、やはり三河のほうに行くと、水が、水源がないので、そういう工業用水ですとか、水道水を確保せざるを得ない、その土地の地の利の違いがありますんで、そういうところを、ここの土地は本当に豊かで、近隣の岐阜県のほうは地下水汲み上げオーケー、それから名古屋市のほうも、地下水汲み上げオーケー、ということで、ここのところだけがどうしても調整が入ってしまってる。ここが国の法律だから、どんどん何ともならないのかもしれないのですけど。今から次世代のため考えていくと、ちょっと考えていかなきゃいけない本当に大きな問題だと思うのですけども。その辺り、いかなうでしょう。

◎会長

では事務局からお願いいたします。

●事務局(上下水道部長)

地下水は先ほど委員がおっしゃったように、地下水の汲み上げの制限とか、そう

いうのがあるのは事実ということで、あと先ほど計画調整課長も話をしていましたけど、市の成り立ち、水道の成り立ちとして、いろんな水源がたくさん、市内にいっぱいあるというところで、みんな古い井戸がほとんどなんですね、実際に汲み上げて、場所によっては、水道水の水質的にちょっと低い(数値がよくない)ところがあったり、そういうところは途中に浄化装置をつくって、除去して配水したりとか、ということで、コストをかけながら行っている水源というところで、必ずしも全部地下水で、自分たちもいっぱい汲めればいいのですけど、そこまで使えてない、というところがあって、多少コストの高いところ、かかるところ、効率の悪いというところは、廃止に持っていったりという形で、先ほど言った施設の統廃合、集中的に、ということでは行われていますので、(地下水を)汲めるにこしたことはないんだと、思うのですけれども、施設の古さというのもあるって、ただ、たくさん(地下水を)汲めるから、規制限界ぎりぎりまで汲めればいいのか、と言ったらそういうわけでもなく、井戸が古いからたくさん汲めば、中の資材とかがぼろぼろになってしまうので、あまり限界までも汲めないというところ、なるべく(地下水源を)延命させたい、というところで、ぎりぎりの運転をしているというところなので、汲めるとこまでは汲んでいるのですけれども、今とかその状態では進めているというところですね。

○委員

前も新聞とかで見たのですけど、災害時にとかですね、井戸水とかを汲み上げる、というところで民間のほうにも、そういう依頼が来てて、食品メーカーですかね、一部そういう井戸水を持っていらっしゃるところが、名乗り上げていらっしゃると思うのですが、最近でも聞くとわざわざ今井戸水を掘ってもらってるところもあるということなんですが、言うなれば、市の水脈っていう施設ですね。そこを今老朽化ということ言われまして、水脈も変わって水が汲み上げられないところも、出ているということでしたら、そちらを先に整備されたほうがいいんじゃないかなと思いますけどね。民間に今わざわざ井戸を掘ってもらってて、災害のために井戸を掘ってもらってるというのは分かるのですけど、市の水道施設のために、そちらも災害のときに活躍する施設だと思うんで、そちらを先に整備されたほうがいいと思うのですけどね。そうするとそっちのお金回せると思うので。いかがでしょうか。

●事務局(施設保全課長)

地下水の関係なので、令和 3 年度に、地下水 5 万(立方メートル:1 日あたりの平均水量)を汲んでいる状況がありまして、地下水の汲み上げ量を抑制

しようということで、汲み上げを抑制しようということで、今は 4 万 1,100(立方メートル:1 日あたりの平均水量)という数字を目標にしています。人口減と、各施設の老朽化に伴って、四つほど、市内の各所の水源を、水質が悪いとか施設が老朽化したということで(汲み上げを)順に止めてきています。それで施設をとめることと、必要な水の量が人口減で減っていくということで、全体の地下水の量は減ってきているという状況です。ただ施設はこれからもどんどん古くなっていきますので、新たな経営戦略では、重要な施設や防災拠点などについては優先的に、効率の悪いところは統廃合じゃないですけども、少なくしていこうということで、経営戦略の中で優先順位づけをして計画的に更新をしていきます。

○委員

水道料金のほうからすると、こういう老朽化施設の統廃合もそうですけど、施設の老朽化したところの原因、例えば地下の掘り下げのメートル数(深さ)ですね。それがうち工場やってるんで、150、160 メーター掘って、ようやく軟水の水を上を上げているのですが、それはもう昭和の時代からずっと続けているんですけど、何メーターぐらいなんですか？掘ってらっしゃるのは。

●事務局(計画調整課長)

私どもが持っている水源の深度なんですけども、浅いものと、20 メートルぐらいで、深いものと、230 メートルという深さがありまして、全てが同じ深さではなくて、ばらばらというような状況で、水脈のばらつきが多分あるのだろう、と思っております。

○委員

なかなかわからないですね。

●事務局(計画調整課長)

地下のことなので。どのように(地下水が)流れてくるか、というのは分からないところもあるんですけども、同じ層から汲むのが、やっぱりよくないのかな、ということで、先人の皆様、もともと水道に携わってる者から、こうやって引き継いでいる状況でございます。

○委員

前、最近も聞いたんですけど、90 メートルぐらい掘っているところで、まだ飲み水として適さないということで、やっぱ 120 メートルぐらい掘らなきゃいけないかな、というのも言ってらっしゃる方もいたんですけど、そういうちょっと水が悪いところ、同じ水

脈だったら駄目なのかもしれませんが、そうじゃなかったら、もう少し掘って、その施設を逆に使えるようにして、備えていったほうがいいかな、と思うのですがね。ちょっと相反することをちょっとお話ししてしまって申し訳ないです。

●事務局(上下水道部次長)

今のことに絡んでくるかと思うのですが、過去からも現在もこの先もですが、一宮は(水源を)伏流水と地下水と県水というふうでやってまして、まず伏流水と地下水は、規制の範囲内でできるだけまず汲む。そして、市内全体で使う上で足りない分を、1番高いと言われる県水で補うということで、料金的にずっと工夫しながら使ってきていますので、この考え方は変わりません。

○委員

せっかくこういう場ですので、ちょっといろいろ言わせてもらおうのですが、本当にもっと県とか国、特に国ですよね。国が日本全国を考えて、市町の水道をですね、老朽化に関しては、国も一緒に何かもっと補てんしてもらえるように、考えていただきたいのと、それが市民のためになりますので、国民のためにもなりますし、よろしく願いいたします。

◎会長

他はいかがでしょう。委員ご意見何かございますか？

○委員

大丈夫です。

◎会長

ではですね、皆さんからちょっとご意見頂いたところですが、大きくはこの新しく、事務局側から出してきました、新たな事業計画で、そしてですね、補てん財源の、この補てん財源は損益勘定留保資金のみ(資料のグラフに)書いてあるんですよね。そこがですね、枯渇しないような形ということと、あとは経費回収率100%を上回る形というところを一つ目標値にとると。それぞれですね、25%の改定が2回と18%というところが望ましいのではないかと、また、それを4年に1度というようにところにするのが望ましいのではないかと、いうようなところでも皆さんからもですね、ご意見としては、こういった形、もし市民に公表する、というときには、より分かりやすく公表することと、あとは他の、やはり経営努力というところもしっかりしていただく、ということと、ともにまたそういったところですね、やはりPRっていうところも重要なのかな、というようにお伺いしていました。また水資源というところで言うと、またいろいろですね、

委員からもご意見頂きました、その部分、事業体だけで考えられるところじゃないところもあるかもしれませんが、またそういったところのご認識とかですね、そういうところも持っていただければいいのかな、というふうに思っているところです。そうしますと、この新しく、改定幅も4年ごとにするということと、改定率を、25%、25%、18%という見直しにつきましてはいかがでしょうか皆さん、ご賛同頂けるところでしょうか。

○委員

また、現在のところは、やはり赤字にならないことは大事だと思いますので、本当に中身を今から、どんどん改善していただきたい。少しでもパーセンテージ下げていただけるように

◎会長

そうですね。そういった経営努力もしながら、であるならば、こういった方向性でご理解頂けるところかな、というところでしょうか。それではこのまま事務局の案のようにですね、進めていただければというように思います。ちょっと私、もう一つだけ気になったところがあって、この損益勘定留保資金で、結局ここはそんなにコントロールできるところではないんですよ、という。例えば資料7ページ、このスライドですよ。この②のところで、減価償却から長期前受金戻入益というものを引いた差というところ、ここが損益勘定留保資金で。

●事務局（経営総務課専任課長）

そこがプラス要因（発生した補てん財源）でございまして、マイナス要因がこの（資本的収支）不足額なのですけれど、例えば損益勘定留保資金が、先ほどのグラフのようにちょっと余裕が出てくる、ということであれば、今借金でやっている工事費等を、ここを減らしていくことによって、この（資本的収支）不足額が増えたり減ったりしますので、ある程度そこはコントロールがきくということです。最大限（工事費に対して）借金を借りれば、当然ここで使う分が減るので、留保資金の残高は増えるのですが、同じように借金の残高も増えます、ということになるので、果たしてそれが健全経営かどうかというところはまた議論があるかとは思いますが。

◎会長

だからコントロールできる場所としては多分①の純利益は、例えば料金収入を大きく上げれば上げる、そこは出るのですよね、だから、この損益勘定留保資金についてはゼロを切らないようにと、そこが最低限ですよ。そこは理解できる場所って言ったときに、何で（料金改定が）25（%）で30、40（%）じゃないのかと。40（%）に

すれば、今の純利益、もっと出ますのでそうすると、収支不足以上に、そこで補填できながら企業債を早めに返す、ということもできますよね、と言われたときに、やはり25%というところが、やはり市民生活とか、いろいろなことを考えた上で必要なんですよ、とやはり説明が必要で、というようなことを委員のほうも。

◎副会長

そうですね、ちょっと分かりづらくて、普通に運転資金残高とか、現金預金残高だったら、それを20億(円)キープします、みたいなのが、すごく分かりやすいなと思ってます。

◎会長

やはりその25(%の改定)というところが、ぽっと出てきたわけじゃなくて、検討して、急激な料金改定というところは市民生活にも支障を来すということにもなりますし、まして、家庭もそうですし、企業経営とか、そういうところにも大きな影響を与えるというところもあるので、やっぱり40(%)50(%)とかにできない。できないわけではなく議会で通ればできると思うのですが、水道法にもあるように、安価に提供するということも含めて、また市民生活に混乱を来さないということも含めて、ただし安全に供給していくっていうことの必要性もあるので、料金の改定っていうところは必要なんだけど、やはり25(%の改定)というところに落ち着く、というようなストーリーがある、説明をされるというのが1番いいのかな、と思いますので、また所々でそのご説明される場所というのはあると思いますので、そういうところも加えていただくと、より一層分かりやすいかな、と思いますので、よろしくお願いします。ではですね、水道のほうについては以上とさせていただきます、次に下水道について事務局説明をお願いいたします。

9 下水道事業の財政計画と使用料改定について

●事務局(経営総務課長)

(資料14 ページ)続きまして、下水道事業の説明をさせていただきます。こちらは、事業計画の見直しにより変わる建設改良費、さらに物価上昇の影響も反映させたものになります。現行の戦略より増加しており、改定後の戦略の計画期間、令和9年度から18年度の10年間においては、約120億円増加する見込みです。事業費の増加もですが、棒グラフのオレンジの部分で示した老朽化、地震対策が前倒しになりまして、棒グラフの水色の浸水対策、緑色の未普及対策が計画期間以

降に先送りとなっています。

(資料 15 ページ)こちらは下水道事業における回収率、経費回収率のグラフです。建設改良費の増加に加え、物価の上昇、利率の上昇の影響なども反映していきます。当初予定していた使用料改定は、昨年の第 2 回の審議会で示したとおり、資本費平準化債の拡充分の活用によって緩やかにしていく方針となっております。しかしながら物価の影響を踏まえて、そのときの予定より改定率を増加させる必要が出ています。

(資料 16 ページ)こちらは営業収益、営業外収益の経常収益と、営業費用、営業外費用の経常費用を比較した「経常収支比率」のグラフです。これまで、現行の戦略では経費回収率や資金残高を目標として、使用料改定の予定を設定しておりました。繰入金と改定した下水道使用料によって生み出した利益をもって、期間中に支払いピークを迎える償還元金に備えるものです。第 2 回の審議会では、資金については資本費平準化債の拡充分の活用により、活用できる範囲であれば急激な使用料改定の必要がなくなったことを説明しました。そこから事業計画、物価や利率の上昇の影響を受けたことで経費が増えました。その経費を対象とする繰入金も増加する見込みとしており、繰入があることを前提として、水道事業ほど一気に悪化しない状況となります。維持管理費の増加により収支状況の悪化に対応するために、10%ずつの改定から、15%ずつの改定に修正したものです。これにより経常収支比率を、経費が一時的に大きくなる令和 13 年度を除いて 100%を維持する形になります。

(資料 17 ページ)こちらは先程示した、経費回収率と、経常収支比率の概略の比較になります。違いを簡単にいうと、経常収支比率には、雨水処理費など使用料で賄うべきでない経費と、それに対する収入も含んだものになります。これまで、100%を大きく下回る経費回収率と、償還により減少する資金を根拠に、低い水洗化率に関わらず急激な使用料改定を設定していましたが、資本費平準化債の拡充により、資金面の時間的猶予ができました。改定を行わず赤字、欠損金を生じていても、拡充分の借入により短期的、短い期間なら目標資金を達成できてしまう状況から、資金状況だけを目標にしづらくなっています。また、改定を行って回収率が 100%あっても、基準どおりの繰入がなくて経営が破綻するといった状況が起きる可能性や、国から通達される繰入の基準そのものが変わること、経費回収率が一気に悪化する可能性があることから、経費回収率だけを目標にもしづらい状況で

す。こういった事情から、資金残高、経費回収率とは別の目標を考える必要がありましたので、経常収支比率 100%、繰入を含めて経営が成り立つ状況を目標に設定していきます。これにより繰入金の減少、市の財政状況も、使用料改定、戦略見直しの指標として反映されることになります。

(資料 18 ページ)こちらは下水道事業の現行の経営戦略の収支計画から、収益的収支を示したものになります。令和6年、8年の大幅な改定と、基準外繰入の継続により、多額の純利益を計上する予定でした。この純利益は借金の返済にあてられます。

(資料 19 ページ)こちらは下水道事業の資本的収支を示したものです。資本費平準化債の借入額が減少しており、収支不足額が拡大しています。発生させた純利益をもって、この拡大した収支不足額に対応する予定でした。

(資料 20 ページ)こちらは収支計画における指標になります。大幅な改定により経費回収率、経常収支比率は大きく改善しています。合計約 50%の改定後、さらに改定することは負担が大きいことから、計画期間中は基準外繰入金により、経費回収率 100%未満のままとする予定でした。

(資料 21 ページ)こちらは、事業計画の変更、物価、利率の上昇、県流域下水道管理費の改定など、費用増加の要素を全て含めて算定した収益的収支になります。支払利息や減価償却費の増加に対して、繰入金、一般会計負担金、一般会計補助金も増加しています。資本費平準化債の拡充分の活用から、改定を緩やかにしたため、純利益は現行の戦略より減少しています。

(資料 22 ページ)資本費平準化債の拡充分の活用により、資本費平準化債の借入額が増加し、借入期間が延長しています。

(資料 23 ページ)こちらは見直し後の指標です。経常収支比率、経費回収率、水洗化率ともに徐々に改善していく予定となっておりますが、物価、利率の影響により繰入金、基準内、基準外ともに大きく増加しています。この計画は繰入を受けることを前提としたものになります。収支計画の説明については以上になります。

(資料 24 ページ)これまでの説明をまとめますと、事業計画、工事内容の見直しに加えて、物価、利率上昇なども考慮しますと、現行の経営戦略で予定していた料金改定では経営が成り立たなくなるため、改定率の上積みが必要になります。みなさまにご審議いただきたいのは、事業内容と収支、料金改定についてのご意見はもちろん、これまで説明した内容を戦略に反映していく上で示していく必要がある事

柄についてご意見をいただければと考えております。これまでの審議でも示していくべき内容について、ご意見をいただきましたので、それらを踏まえた戦略を作成していきます。

(資料 25 ページ)作成した内容について審議を進めていきますが、経営戦略の構成でいいますと、戦略の目次から赤字で囲った部分、経営上の課題、これまでの進捗、新たな取組、料金改定を含めた収支計画、このあたりが中心になっていきます。説明は以上です。

◎会長

ありがとうございます。ただいまのですね事務局からの説明につきまして、ご質問ですとかご意見がありましたらご発言のほどよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。私から一つ、目標をですね、経費回収率というところではなく、経常収支比率にするといったところで、その理由というのもある程度、理解はできるところかな、と思います。ここに、(資料)17 ページとかですかね、今書いてあるように、繰入れというところで基準内であったとしてもきちんと繰入れされるのかというところ、プラス基準外のところも含めて、繰入れされるかどうか分からないので、というようなところかな、と思いますが、ただ経常収支比率は(繰入の)基準内外にかかわらず、どんなところでもここに収入として入れば、ということなので、またこの計画では基準外もずっと、ある程度入れ続ける、というところで、経費回収率で、基準内について、入るかどうかは不確かだ、というようなことを言いながらも、結局はより不確かな目標になってるんじゃないかな、という気もするんですが、そこはいかがでしょうか。基準内であれば一応ですね、色はついてないにしろ一般財源に入ってきて、ただ、その額全て多分交付税で入ってくるわけじゃないと思いますし、交付団体じゃなかったらまたですね、ちょっとそこら辺また違うところもありますが、ただルールとして入れるということになっています。なのでまだそっちのほうがこの基準内外含めてやるよりも、何かリスク少ないんじゃないかな、と思うのですが、それでも経常収支比率だっているところはどこにあるんでしょうか。

●事務局(経営総務課専任課長)

現行の経営戦略であったり、令和6年の使用料改定25%という、かなり大きな負担をお願いしたのですけれども、このときの根拠というのが、経費回収率や経常収支比率ではなくて、先ほどの補てん財源とか、現預金、運転資金はどうにもならないぞというところで25%という設定をしたり、将来の計画、改定率の設定を考えてい

たのですが、そのときと状況が変わったのは資本費平準化債の拡充によって、借金ではあるのですが、取りあえず運転資金は確保できる、という状況が生まれまして、前提条件がちょっと変わったのですね。なので、そもそも、現行の経営戦略での（使用料改定）（令和 6 年に）25%、（令和 8 年に）20%、という前提が変わってしまったので、指標を見直す必要がある、というところで考えました。それで経費回収率はもちろん 100%を超えるのがいい、というのは当然分かってて、これは一刻も早く 100%を超えたほうがいいというのは理想としてはあるのは分かっているのですが、ただ一方で、利用者の立場で言えば、料金が安いほうがいいというのは、これもまた当たり前のことですので、何を指標にしようかというところで、経費回収率はいずれも早いほうがいいということだけだと、なかなか、どこで（いつに）、決められない部分がありますので、いわゆる経常収支比率、分かりやすく言うと赤字黒字の部分ですね、そこで考えていたほうが、よりベターではないかということで、今回そのように指標を変えました。資金のほうはクリアできたので、でしたら次の段階での赤字黒字というところで設定していくと。それで、100%を割らないように、水道と同様に、4 年ごとの改定ということで行くと、借入利率であったり、物価上昇等を見込んで（令和 10 年に）15%、（令和）14 年度にも 15%、（令和）18 年度も 15%の改定をしていくことによって、100%を何とか維持できるのではないかとということで、算出をいたしました。

◎会長

先ほど経費回収率、ここもいつまでに決められないと、決めればいいんだと思うのですが、もう皆さんのお耳に入っているかと思いますが、愛知県内のほかの事業体さんでもですね、急に基準外の繰入金でゼロになる、というところで急いで料金改定しなければいけない、というようなことになっているところがまずあります。だから基準外、だから基準内は少し置いておいても、基準外って本当は料金で賄うべき収入なので、例えば予算が切られるというところは、まあ往々にしてあるだろうと。やはり目指すところとしては経営が持続可能に安定的に、というところがやはり目指すところで、安定的に持続可能に経営していくためには何を指標にしたほうがいいのか、というところで、経費回収率だと基準内が切られるかもしれない、だからといって、それはそれで一つあるかもしれないけど、それよりは経常収支比率と、基準内基準外両方入ってるので、ここで言っている議論って何かすごく矛盾するんじゃないかな、すごく苦しいな、と思うのですよね。そうすると、本来だったら経費回収率で

やると、やはり事情があるので、今回目指すところとしては、やはり経営の安定化というところがあったとすると大きく、やっぱ大きく飛躍するっていうことは、なかなか料金、使用料、市民生活に影響するところ、そうするとやはりファーストステップ、セカンドステップとかですね、ステップを踏みながらやっていくことの必要性というものもある、という説明のほうを、そこで言うと、1段階目としては、今回は経常収支比率なんだ、みたいなほうが、何となく受入れられるのかな、とちょっと思ったところがありまして、基本的に経常収支比率は基準外とかどんどん入れたら絶対黒になるんです。だから、経営指標を見るときに、経常収支比率で見ちゃいけない、というところも少し鉄則ではないですけど、やはりあるのですよね。だからそれを、経常収支比率だと、経費回収率じゃなくて経常収支比率なんだ、というには少し理由は弱いよな、と思っていて、やはりすぐに目指すところまで、やはりなかなかいけないだろうと。一つは問題点としては、平準化債、それはそれで先送りと言われるとあれですけど、平準化債というところがあるので、資金繰りっていうのはちょっと、ひとつ解消できた。次に目指すところとしては、ここなのだけど、やはりステップを踏みつつ行く、みたいな感じなのか、今後経常収支比率でいくのですよ、というのだったら、もう少しこう強い、来年度予算で、本当にこの基準外を確約、本当にできるのかと、ここでパンっと切られたら、もう、すぐに(計画が)狂ってしまうわけなので、そこはもし私が一般財源部局だったら、そこはちょっと追求したいなあと思ってしまうところでもあり、その担保が何かこういう形でいくから、もう少しお願い、というような形をとる、というところが、何かいいのかな、とはちょっと思うところです。またご説明とかですね、少し工夫していただくといいのかな、と思いますし、さらに14枚目のスライドで、事業計画の見直しのところで未普及対策というところも少し減らしましたよと、ボリュームを減らしてますよ、というところからすると、なぜ一般財源を投入するのかと、未普及のところもあるのに、なぜ、しかも浸水対策はちょっと料金には関係がないところではありますけど、浸水対策も減らしていくと。下水道の役割としては、汚水の処理と雨水ということもあって、そこは料金とあれ(雨水公費のため)ですけども、そこら辺を減らしていく、というのに一般財源部門を、一般財源からの基準外繰入れを入れる、というところはちょっと疑問に思ってしまうんじゃないかなと。おっしゃっていることも理解できないっていうところではないんですが、やはり少し説明を追加されたほうがいいかなと思いました。すいません長くなりましたが、私からは以上です。ほかの皆様もどうぞご発言がありましたらお願いいたします。

○委員

下水道事業のほうで、これも毎回お話しするんですけども、私たちは、市民の排水もそうですけど、産業用の排水のほうも同じくなるんですけど、同じように、人口とか産業減によって、パイが少なくなって、老朽化ですとか、資材の高騰、工事費の高騰で、どんどん財源が薄くされてしまっていると思うんですけども、もう本当何年も前からお話ししていますけど、やはり水を使う産業っていうのを、もっと一宮市の中に入れて、少しでも水を使うパイを広げていかなきゃいけない、ということも思っているんですけど、やっぱり物流（倉庫）ばかりできるので、そっちの方針でやられているので、水のことは関係ないのかな、というふうにも、一宮市は思っております。そうすると、そういうこともしないで、値上げだけして、収支が合わないからしょうがない、とは思っているんですけど、だけど、もっとやりようがあるのではないのかな、ということ 생각합니다。こうやって、（令和）10年で15%（の使用料改定）、（令和14年に）15%、（令和18年に）15%になっているんですけど、それは財政厳しくてそうなる、というのも理解はできるんですけど、そのためにこういう努力をしてる、とか、こういうことを考えているとか、ということ、やはりもっと示していただけると、まだちょっと許容というか理解が進むとは思っているんですけど。ただこのままだと、何か、もやもやしたという感じに、見せられても、となってしまいます。

○委員

またおさらいみたいなことになってしまうかもしれませんが、結局、平準化の起債（拡充）があったので、（令和）8年に20%改定予定だったのが、見送って、（令和）10年から2回、15%で上げたいということですよ、これ自体は、後も、いわゆるなだらかという、15%がなだらかかどうか、といった議論もあるでしょうけど。ということで、（改定を）やっていけば、現行の将来推計は成り立っていくだろうということで、という解釈でいいってことですかね。先ほど会長が言った一般会計の繰入金の基準外については、基準外だから、市の一般会計の場合、出せないと言え、もう終わりの話になってしまうのだけど。（市一般会計と上下水道部の）お互いの信頼関係ということかな、これは。

◎会長

でも、ほかではもう出しません、と急に言われるところがあつたんですよ。

○委員

あるでしょうね、首長次第のような気もするし、なるほど。もう一つ、資料19ページ

から、(資本的収入の)受益者負担金が(令和)15 年度で終わる(ゼロになる)のですけど、これ、もうなくなっていくということですか。これって流域下水の接続の負担金とは違うのですか。

●事務局(経営総務課専任課長)

下水道が使えるようになった、新たに使えるようになった土地に対して、それに対してかかる負担金です。

○委員

それがもうなくなっていくこと？そういう区域が。

●事務局(経営総務課専任課長)

先ほどの未普及(解消事業)をちょっと、見直した関係、(資料3ページの建設改良費)緑色の棒グラフ、ここが現行のものに対して。

◎会長

新しいやつ(見直し後の計画)には(受益者負担金が入っていますね。資料22ページに

○委員

そうか、こっちは続いているんだ。

●事務局(経営総務課課長補佐)

未普及(解消事業)を、(現行の戦略では令和)18 年ぐらいまでに、整理をつけて、受益者負担金とかがもう起きなくなるような予定だったのですが、未普及を長期に、後ろに送りましたので、賦課するタイミングも、あわせて後ろにも送られるような形になってます。

○委員

終わる予定だったんだ。はい、分かりました。

◎会長

他にいかがでしょうか

●事務局(上下水道部次長)

先ほど委員から言われましたが、経費削減っていう部分でございますけれども、前からいろいろご説明させていただきますが、まず大きなもの、単独公共下水道の処理場を県(流域)下水に統合すること。古い処理場になっておりますので、修繕とか更新とかに、今後、どんどんどんどんお金が必要になっていきますので、より大きい処理場に流すことでスケールメリットを生かして、維持管理費を抑えていく、という

形のところで経費削減ということでは考えております。こちらの西部の一部、西部処理区の一部ですけども、今後は西部の分流(処理区)だったり、引き続きもう1個の処理場のほうですね、東部処理区の方も、県と協議しながら進めていきたいと考えております。

◎会長

今のところに関連するかもしれないんですが、例えばこの老朽化地震対策というのは、上下一体の耐震化みたいのが進んでいるから、早めに進めるような計画の変更になった、ということなのですか、それとも能登半島とか受けて、というところで、下水道の老朽化対策っていうところ、これボリュームとしては多くなっているんですよね、計画変更で、するっていうことなんでしょうか。

●事務局(上下水道部次長)

能登半島地震もやっぱり契機ですね。水道断水で使えないような状態ですけども、水道が復旧しても今度は下水が流れない、という状況にですね、もう全国的に、会長が言われるように、上下一体分セットで、ということにはなっております。その辺も踏まえて、事業計画、今まで水道耐震化、下水は下水で、ちょっと統合しないところがあったんですけども、これを組替えて、重要施設の配水から下水というところは、一定で考えて進めていくような形で組み直しをしてます。

◎会長

そのときに、上下一体で進めていくということで、例えば同じところを1度にやるとか、例えば工事費の削減とか、何かうまく合理的にやれるところというのも、そこまであんまり見えるような形ではないのですか。合わせてやっちゃうことで。

●事務局(上下水道部次長)

今のどちらかという状況がですね、下水の市の周りのほうですね、流域下水道として整備している部分は割と最近整備したところですので、耐震性能を備えているような状況であります。水道と状況が逆といいますか、下水が耐震化になっているところでも、水道はなっていない、だとかいう部分が結構あるものですから、一緒にセットで施工は少ないかな、というイメージはあります。

◎会長

そこはコストが増える要因のほうが大きいということですね。

●事務局(上下水道部次長)

(上下)一緒に(工事を)やれば、それに越したことはないのですけれども。

◎会長

よく下水道、例えば新規で整備するときに、水道も老朽管の取り替えをするとか、そんなところでちょっとコスト的に抑えられるとか、そんな時期なんかもあったかなとは思いますが、今回に関しては、そういったうまく合わさるようなところはない？

●事務局（上下水道部次長）

やれるところは工夫してやっていきたいと思いますが、なかなかそういう難しいかなとは思ってます。

●事務局（上下水道部次長）

水道工事につきましては、下水を入れるときに、やはり水道が邪魔になる、というところもございますので、そういったところは、当然耐震管に入れ替えますけれども、それ以外で、水道をもう少し後で入れ替えようかなと思っていたりしたところも、下水（工事）が来ることによって、先に水道、先にやらせていただいて、あわせて舗装、復旧するとかっていう形で、一緒にできるものであれば、少しでも一緒にやっていきやすく、というふうに、そういうとらえ方では今までもやらせてはもらっておりますので、できるだけ一体にできればなと思っているのですが、今のお話のように、なかなか（難しい）。

◎会長

布設の時期とかいろいろ。

●事務局（上下水道部次長）

そうですね

◎会長

だから今回の計画上はこの老朽化対策とかで、コスト増のほうやはり大きいと。

●事務局（上下水道部次長）

そうですね、そこまでの（上下一体によるコスト減を）考慮したものになるか、と言われると、そこまではちょっと。

◎会長

ただ（上下）一体で計画のほうも出されてはいると思うので、まあ都度都度、一緒にできるとか、何かうまくできるようなところはもちろんやっていく、とかですよ。だからそんなことも含めて、やはり表に出していくことができるようなことがあれば、そういったところもやはり文言として少し入れるというのも、できればということですけどね、本当にできれば、ということですけども、検討していくとか、何かそんなところを

加えるということもあるかもしれないです。他はいかがでしょうか。

◎副会長

すいません、しつこいようですが、基準外繰入れというは、どうやって積算するのか教えていただけないでしょうか。

●事務局（経営総務課課長補佐）

汚水の処理にかかっている資本費のほうについて、国が定めた繰出基準の中にも、（市一般会計から）もらっていいことになっている汚水資本費というのもありまして、汚水資本費全体から基準にあるものを除いた分を、補助金としてもらっている、というのが今の現状でして、全体の汚水資本費から基準にあるやつを引いた残り。

◎副会長

だから残りは全部一般会計からもらうみたいなの。

●事務局（経営総務課課長補佐）

そうですね。

◎副会長

算式で数字が入ってるってこと。

●事務局（経営総務課課長補佐）

はい。資本費そのものが、過去にやった投資と借金と、これからやる投資の、資産の減価償却費と利息で、現状新しいものより、過去の投資のものが多いので、その数字に対して、（一般会計から）お金をもらうのですが、請求額どおりに、市の財政状況とかありますので、満額もらえるわけでもないのですが、それは当然市の財政状況によっては減ったりする、増えることはなく、最大値で請求してますので、もらえるかももらえないかっていう状態にはなる。今は、（市から補助金を）もらう想定で、計画は立っているのですが、もらえないかどうか分からないという状態で、一応もらえるものとして計画は立ててやっています。会長が言われるとおり、ちょっと（計画として）危ういものじゃないのか、というところはもちろんあるのですが、もらえないという確約と、いつまで出せる、という確約も両方ない状態なので、今はもらえるものとして計画を立てて、償還元金のピークとか、現金的な余裕が出てきたら、基準外の（減額）調整とか、起債の調整とかを検討できる状況にはなるのですが、今はまだその状況にすら、なっていないぐらいの経営状況なので、まずは回収率、繰入金が切られても、（経営が）何とかできるようところに、早いうちに持っていく、というところが目標にはなっているのですが、いつまでにそこに持っていくのかって

というのは、結局最後は料金改定のペースに関わってきますので。

◎副会長

なるほど、現状は今言った金額をもらえてるってことですか。

●事務局（経営総務課課長補佐）

今はそうですね、年によってはちょっと減らされます。

◎副会長

そういう根拠があって、これを今もらってるんだから、今後も同じようにもらえるだろうっていう計画になってるってことですか。（資料）23 ページの表なんか見ると、経費回収率も、令和 15 年で 100%、これは 100%になるように、どこかで調整してるみたいな。

●事務局（経営総務課課長補佐）

料金改定を何回かかけることで、1 立方メートル当たりの収入（下水道使用料）が 150 円、（経費回収率の行）その下に汚水処理原価というのがあると思うんですけど、今の国から出ている（市から）お金をもらえるルール（繰り出し基準）の中に、（1 立方メートルあたり）150 円以上を超えてかかっている経費に対しては、基準でももらえるというややこしいものがあるって、150 円を超えた使用料の設定のところは、そこを超えた汚水資本費に対して、もらえるという基準になっていまして、実際に汚水処理にかかっている経費が 200 と数十円という金額なのですが、150 円を超えた部分の汚水資本費については、繰り出し基準としてももらえる、という計算が今の状態、だから料金が 150 円を下回ってるのであれば、その部分はもらえないし、単純に赤字になりますので、そこを現状は基準外の繰入金で、補てんしてるような格好になるんですけど。

◎副会長

（下水道使用料が）増えると、増えた分だけもらえなくなる。

●事務局（経営総務課課長補佐）

（基準内の）もらえる額が減るということになります。ここが 150 円も 1 度国が定めた数字にはなってますんで、1 立方メートル当たり 150 円の使用料というのは、ここがいつまで 150 円か、というのが先ほど説明したとおり、国が基準をいつ変えてくるか分からない、という部分がそこに当たりますので、物価や利率は今ずっと上がっていますので、この 150 円もいつ上がるかどうか、というのは、当然まだ、上がる可能性は高いと思いますが、いつ上がるというところはまだ明示されていない状態です

ので、今のところは 150 円でそれを超えると、使用料の額と汚水処理原価が同じ金額になって、経費回収率が 100%になる。

◎副会長

なので、令和 15 年に(1立方メートルあたりの下水道使用料収入)150 円を超えると、超えた分をもらえと言いましたか。(回収率が)100%になるようにという計算になっていると。

●事務局(経営総務課専任課長)

ではなくて、今、例えばこの水を処理する経費がこれだけ(資料 17 ページ 赤枠の汚水処理費・使用料対象経費)実際にかかるお金があるわけです。今の 150 円というルールがあるわけですね。今実際にお金、使用料で、市民の方から頂いてるのが、ここら辺(その左側の下水道使用料収入・汚水処理費より少ない)、ここの差の部分が基準外の繰入金という話です。

◎副会長

150 円までが基準外なのですか。

●事務局(経営総務課専任課長)

150 円はちゃんと料金で取ってくださいねと。

◎副会長

だから基準外なのですね。

●事務局(経営総務課専任課長)

安い料金設定してるのだったら、それは駄目ですよ、ということなので、それは、一宮市は基準外で頂いてるという、なので料金設定、料金改定を繰り返すことによって 150 円を超えてくると、もらえるお金、基準内の繰入金が減るということなんです。かかる汚水を処理する費用が一緒だった場合には、料金を高くすればするほど、一般会計からもらえるお金は減っていくということです。

◎副会長

経費回収率 100%を達成しているなと思ったら、そういうことなんですねこれ。

●事務局(経営総務課専任課長)

ただ、今は料金設定上 150 円頂いていないので、ずっと 150 円というように、汚水処理原価というのは、表示されている。

◎副会長

足りてない部分は基準外でもらう。

●事務局（経営総務課専任課長）

基準外で今もらっているのだけど、改定を繰り返すことによって（経費回収率が）100%を超えてくると、やっとこの汚水処理原価が 150 円を超えた数値が出てくるといことです。

◎副会長

その令和 14 年度の 15%（下水道使用料を）上げることによって、（経費回収率が）100%に、という感じなんですか。令和 18（年度）の 15%（改定）をもう一度見込んでいるのは、その次があるんですね、さっきの水道と一緒に。

●事務局（経営総務課専任課長）

物価高騰によってどんどん経費が膨らんでいくということがありますので。

◎副会長

その 15%（使用料改定）にしておかないと、経常収支比率も苦しい、100%を切るということですか。なるほど、分かりました。

◎会長

いかがでしょうか。ちょっとこの 17 枚目のスライドのこれ（経費と繰入金の説明）を汚水と雨水と一緒に書いてあるのですが、雨水に関してはもう公費ですよ。

●事務局（経営総務課専任課長）

はい。

◎会長

だから基準内に入るのですよね。だから、ここの見方が、何かすごく対応してるように見えるんだけど、雨水はもう基準内でもらっているんで、もうここ関係なくて、汚水のところ、それから汚水処理費に対応するものとして、料金収入と、基準内の繰入れ、というものが、通常、基準内の繰入れだけで対応するようにしなければいけない、というルールになっているけど、一宮市さんの場合は基準内プラス基準外も入って汚水処理費を、今賄っている状況、というところですよ。

◎副会長

なるほどね、この辺（資料 17 ページ）だけ見ると、雨水が左（収入側）とイコールのように見える。

◎会長

だから雨水（の説明）は切ってもよかった。

●事務局（経営総務課専任課長）

雨水は当然基準内なんだけど、汚水の中でも基準内と外がいますよ、という表現のほうがより分かりやすかったですね。

◎会長

分かりやすい。雨水は落としてもいいかもしれないですけど。

●事務局（経営総務課専任課長）

まあ経常収支というところではどうしても入ってくるので。

◎会長

では下水道につきましても、計画の見直し、物価上昇等ですね、プラスもあって、また計画の見直しでは浸水対策とかを少し先送りをしていく、老朽化対策というところをですね、早めにやっていくと、そういう中で、令和 10 年に 15%、令和 14 年に 15%というようにですね、4 年間で、4 年ごとに改定をしていくというような事務局案が出ていますが、こちらのほうも、もちろん企業努力とかですね、経営努力というところも、引き続きしていく、というようなところでお話がありましたが、そういうところを含んで頂くというところで、皆さんご了解頂けますでしょうか。

ありがとうございます、またですね、この経営戦略のほうに、より、先ほどご意見頂いていますけど、経営努力とかですね、新たな、例えば手法とか、随時見直しをしていくとか、いろいろコスト削減の検討をしていく、とかですね、そんなところもうまく言っていただければな、というふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

10 次回審議会について

●事務局（経営総務課専任課長）

次回の会議でございますが、9 月 29 日火曜日の午前 10 時から、場所は本日と同じ 9 階 903 会議室を予定しておりますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。これをもちまして第 6 回上下水道事業審議会を閉会させていただきます。皆様方には、大変お忙しいところをご出席いただき、また、慎重審議を賜りまして大変ありがとうございました。